

19 子ども・子育て支援の拡充

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 実効ある「新たな子ども・子育て支援制度」の確立
- 2 新制度の施行に向けた広報・周知の実施
- 3 保育所運営費負担金制度の充実
- 4 安心こども基金の事業期限の延長

【提案内容】

項目1 新たな子ども・子育て支援制度の具体化に向けては、待機児童対策充実の観点から、地方単独保育施策を公費負担の対象とすることや、実効ある保育緊急確保対策事業とすることで、地域の実情を十分に配慮した制度とすること。

また、給付額については、保育所や家庭的保育等の実態に応じた水準にするとともに、子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成が図られるよう、待遇改善や研修の実施に十分配慮すること。

項目2 新制度は、対象事業や給付の仕組み、利用方法等の大幅な変更を伴うことから、利用者や事業者の理解が得られるよう、制度施行までに十分な広報・周知に努めること。

項目3 保育所における、入所児童の感染症対策やアレルギー対策、被虐待児童の受入れ・見守りなどの専門的・個別的な支援や、長時間開所、地域の子育て支援が対象となるよう、保育所運営費負担金制度の充実とともに、新たな給付制度への反映を図ること。

項目4 喫緊の課題である待機児童対策を推進し、保育所を計画的・重点的に整備するため、新制度の施行までの間、安心こども基金の事業期限を延長すること。

また、地方自治体の創意工夫を活かした柔軟な活用が図られるよう基金の制度を改善すること。

【提案理由】

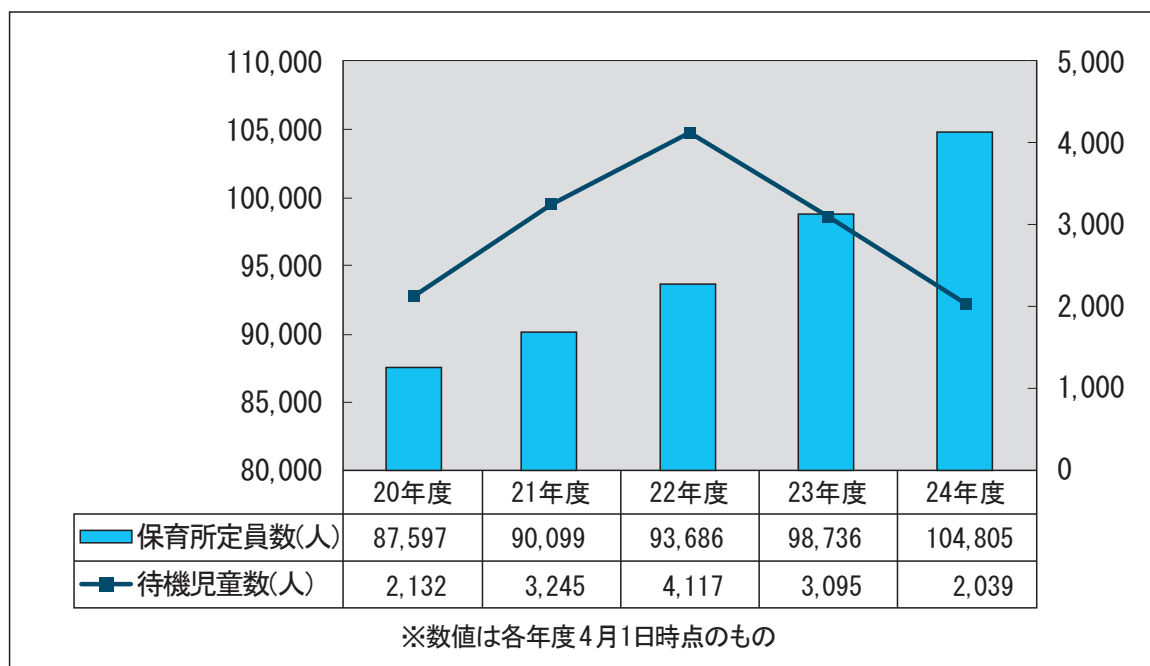
平成27年度からの本格施行が予定されている「新たな子ども・子育て支援制度」については、平成25年度以降、国において具体的な制度設計が行われることとされており、制度の具体化に当たっては、地方自治体との十分な協議が必要である。

また、新たな制度施行まで十分な準備期間がない中で、大幅な制度変更となることから、円滑な制度移行に向けて、利用者・事業者の理解を得るために、国による全国的な広報・周知を行う必要がある。

さらに、新制度における給付水準については、地域の実情や保育所等の業務の実態に応じた制度とするほか、想定される保育ニーズの増大に備え、子ども・子育て人材の確保・育成に配慮した制度とする必要がある。

新制度施行までの間、待機児童対策をはじめとする子ども・子育て支援を充実していくため、安心こども基金の事業期限の延長による保育所の計画的・重点的整備や、保育所運営費負担金制度の充実を図る必要がある。

[本県の保育所入所待機児童数と保育所定員の推移]



[本県の認可外保育施設（地方単独保育施設）の施設数・入所児童数の推移]

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
認可外保育施設数(箇所)	853	896	947	960
うち地方単独保育施設(箇所)	256	255	263	289
認可外保育施設入所児童数(人)	22,026	22,659	25,751	24,204
うち地方単独保育施設(人)	9,819	9,783	10,351	11,138

※ 数値は各年3月31日時点のもの。

(神奈川県担当課：県民局次世代育成課)